

臓器提供の意思表示

～臓器の移植に関する法律が改正されました～

臓器の移植に関する法律が改正され、被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました。

北海道後期高齢者医療広域連合では、当分の間、希望される方に、被保険者証に貼りつけることができる「臓器提供意思表示シール」を配布しています。

臓器提供の意思表示を「する」「しない」は、ご本人が自由に決めるものであり、記入を義務付けるものではありません。

このシールに、ご自身の意思を記入して被保険者証に貼ることで、臓器提供に関する意思を表示することができます。

ご質問・お問い合わせ先

- 臓器提供意思表示シールに関すること
北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

- 臓器移植に関すること
(社)日本臓器移植ネットワーク
📞 0120-78-1069 (フリーダイヤル)



■臓器提供意思表示シール(1人分)

【シールをはがす前に、裏面の説明を読んで、ボールペン等の消えない筆記用具で記載してください。】

①	私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球】 【特記欄: (署名) (署名年月日) / /
②	私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【腎臓・すい臓・眼球】 【特記欄: (署名) (署名年月日) / /
③	私は、臓器を提供しません。 (署名) (署名年月日) / /

個人情報保護シール

臓器提供意思表示シールの記入方法

意思の選択・臓器の選択

自分の意思に合う番号のシールをひとつだけ選んでください。

提供したくない臓器に×をつけてください。

- 脳死後及び心臓が停止した死後に提供する。→ ①のシール → 心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球
- 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供する。→ ②のシール → 腎臓・すい臓・眼球
- 臓器を提供したくない。→ ③のシール

臓器提供意思表示シール(1人分)

【表面下部のシールに記載してください。】

① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球】
 【特記欄：
 (署名) (署名年月日) / /

② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【腎臓・すい臓・眼球】
 【特記欄：
 (署名) (署名年月日) / /

③ 私は、臓器を提供しません。
 (署名) (署名年月日) / /

特記欄への記載

- 組織の提供について
 皮膚・心臓弁・血管・骨などの組織も提供してもよい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- 親族優先の意思について
 親族優先提供の意思表示を示したい方は「親族優先」と記入できます。
 (詳しくは、日本臓器移植ネットワークへお問い合わせください。)

署名

本人の署名及び署名年月日を
 自筆で記入してください。

臓器提供意思表示シールの貼付け方法

1

表面にある『臓器提供意思表示シール』の①②③いずれかのシールを上記記載の『臓器提供意思表示シールの記入方法』をご参照のうえ記入し、右図の「貼りつけ位置」を参考に、被保険者証裏面に貼りつけてください。

2

- 意思表示をした内容について、医療機関等に知られたくない方のために、意思表示欄の『個人情報保護シール』を用意しています。
- 一度はがすと再度、貼り直すことができませんので、ご注意ください。

『臓器提供意思表示シール』を被保険者証のこの部分に貼りつけた後、『個人情報保護シール』を上から貼りつけてください。

貼りつけ位置

注・意・事・項

- この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、北海道後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出してください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の確認又は更新を受けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

チラシ表面下部

臓器提供意思表示シール(1人分)

【シールをはがす前、裏面の説明を読んで、ボールペン等の消えない筆記用具で記載してください。】

① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球】
 【特記欄：
 (署名) (署名年月日) / /

② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 《提供したくない臓器があれば×をつけてください。》【腎臓・すい臓・眼球】
 【特記欄：
 (署名) (署名年月日) / /

③ 私は、臓器を提供しません。
 (署名) (署名年月日) / /

個人情報保護シール

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。